

# 職場の環境改善を応援します!

## 専門家派遣の流れ

### 専門家派遣による 支援の 具体例



- 既存の就業規則を見直したい
- 非正規労働者用の就業規則を整備したい
- 給与形態を改善・整備したい
- 勤務時間の見直しを図りたい
- 休業・休暇制度を整備し利用促進を図りたい 等



## 主な応募資格

- 1 沖縄県内に本社又は事業所を置く中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者  
常時使用する従業員が300人以下で沖縄県内に本社又は事業所を置く社団法人、財団法人等  
(従業員数は10人以上を基本とします)
- 2 非正規労働者の処遇改善に取り組む意欲があること。
- 3 派遣終了後、3年程度は処遇改善の効果検証に必要な情報提供について協力できること。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人

※詳しくは募集要綱をご確認ください。

### 派遣企業にご協力 いただくこと

- (1) 社会保険労務士等の専門家派遣費、コンサルタント料の企業負担はありませんが、処遇改善の取組に伴う消耗品、必要備品及び従業員の人件費等をご負担下さい。また、専門家派遣の際の会議室等場所の確保等をお願いします。
- (2) 事務局及び専門家と円滑に連絡が取れるよう、社内担当者を選定してください。
- (3) 派遣終了後、好事例冊子の作成を予定していますので、それに伴う取材・アンケート等に御協力ください。また、事業の効果検証のため、派遣終了後から3年程度、情報提供に御協力ください。

## 専門家派遣企業 追加募集!

## 応募方法

### 受付期間

平成28年  
11月7日(月)~11月25日(金)

時間:9:30~17:00

※土日祝日は除く。 ※最終日の17:00までに事務局に提出書類一式を必着

### 問合せ・提出先

沖縄県 非正規労働者処遇改善事業事務局  
(株式会社プラスキャリア内)  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1-5-26

TEL 098-868-9339  
FAX 098-869-6104

### 提出書類

- ①応募申請書一式(要捺印)
- ②申請者の事業概要がわかるパンフレット、定款等(コピー可)

HPからでもダウンロードできます。  
<http://okinawa-hrs.jp/>



※提出された書類等は返却致しませんので予めご了承下さい。

## 選定の方法について

選定委員会を設置し、下記のように派遣企業を選定します。

- (1)第1次審査 事務局及び県担当部門で書類審査を実施
- (2)第2次審査 外部有識者を含む選定委員会で審査・選定

派遣企業を  
35社程度選定

※選定にあたっては、従業員の処遇改善に取り組みたい内容について、妥当性・必要性等の観点から審査するとともに、取組意欲の高い企業等を優先します。